



地籍調査に

ご協力を！

本年度は禾生地区の

調査を実施します

この調査は国土調査法に基づく調査で、土地の国勢調査とも言われるたいせつな調査です。

これは近代的な測量によって、新しい地図（地籍図）と台帳（地籍簿）をつくり、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

禾生地区は二ヵ年計画で、本年度は、古川渡及び井倉、四日市場の一部について調査を実施します。地籍調査について知りたいポイントについてまとめてみました。

（問）この調査の目的はなんでしょうか。

（答）我が国における土地に関する資料は、非常に貧弱であり、今までの土地の基本となっている土地台帳や公団（字限図）は、明治の初めに作られたもので、当時の測量技術の幼稚さと、長い年月の間に現地と合わない地図として、役割が果たせない状態にあります。

そこで近代的な測量によって、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにし、地籍図と地籍簿を作ることにより、皆さん

の権利が地図と登記で保全されるものです。

なお、この地籍図と地籍簿は法務局に送付され、土地登記簿の地番、地目、面積の記載事項が改められます。

（問）調査の要点と調査方法はどのようにして行いますか。

（答）調査の要点は、次の五つに分けられます。

○土地登記簿に登記されている事項と現況が合っているか。

○山林原野などで、雑木の密生している境界は刈り払いをして、境界を明らかにしておいて下さい。

○登記は適正であるか。